

# 当座預金

平成30年4月16日現在

商品名	当座預金
販売対象	・法人、個人（但し、当座預金の開設には当金庫の審査があります。）
期間	・期間の定めはございません。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手が支払いのために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合にお支払いします。
利息	・お利息はつきません。
税金	なし
手数料	・手形用紙、小切手用紙の発行については当庫が定める手数料をいただきます。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
付加できる 特約事項	なし
中途解約時の取扱い	なし
金利情報の 入手方法	なし
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考 となる事項	・預金保険制度により全額保護されます。

預 - 6